

社会福祉法人 滝乃川学園
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝乃川学園（以下「法人」という。）の役員等の報酬基準について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等は、理事長及び理事、監事、評議員をいう。

2 報酬とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。費用については、別途旅費規程に定める。

(報酬の支給)

第3条 以下の役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(1) 理事長

(2) 監事が監事監査及びその他の監査に立ち会ったとき

(3) その他理事長が必要と認めた場合

(報酬の額の算定方法)

第4条 前条(1)から(3)についての報酬額は、その区分に応じ、評議員会において定める。

2 評議員会において定めた報酬額は、別表1のとおりとする。

(支給方法)

第5条 理事長に対する報酬は、毎月25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにて支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は給与規程第7条の規定に準じて支給する。

2 第3条(2)(3)については、その業務にあたった都度、翌月25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにて支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は給与規程第7条の規定に準じて支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、滝乃川学園評議員会の議決による。

(附則)

この規程は、2001（平成13）年 1月 1日より施行する。

この規程は、2016（平成28）年 1月31日より一部改訂し施行する。

この規程は、2017（平成29）年 4月 1日より一部改訂し施行する。

この規程は、2017（平成29）年 6月17日より一部改訂し施行する。

この規程は、2020（令和2）年 3月21日より一部改訂し施行する。

別表1

理事長	100,000円（月額）
監事監査及び監査等立会	10,000円（1日）
その他理事長が必要と認めた場合	1日につき10,000円以下で必要な金額